

# 明治期における伝染病の大流行と民間信仰

喜多村理子

## はじめに

開国に伴い、コレラ、赤痢、腸チフスなどの急性伝染病が国内でたびたび大流行するようになった。コレラはインドやセレベス島の風土病で、交易を通して西欧にひろがり、日本でも1858(安政5)年、1877(明治10)年、1879(明治12)年、1881~82(明治14~15)年、1885~86(明治18~19)年、1890~91(明治23~24)年、1895(明治28)年に大流行して多数の死者を出した。赤痢は1883(明治16)年から毎年2万人を超える罹患者を出し、ことに1893~94(明治26~27)年、1899(明治32)年には大流行した。腸チフスはコレラのような爆発的な流行はみられないが、1879(明治12)年以降絶えず万人台の患者を出した。

とくにコレラは死亡率が高かったので恐れられた。1877年、清の廈門でコレラが流行すると、内務省は同8月27日に海港検疫、避病院、消毒方法などについて記した「虎列刺病予防法心得」を各府県に達した(内務省達乙79号)。9月に長崎に入港した英國商船からコレラが国内に侵入すると、九州、東京、神戸など広範囲に広がり、10月24日には非常臨時費として予防救護費を計上することを達した(内務省達乙97号)。翌年コレラは沈静化するかにみえたが、1879年には大流行となり、6月27日に政府は「虎列刺病予防仮規則」(太政官布告第23号)、7月14日に「海港虎列刺病伝染予防規則」(太政官布告第28号)を出してから、7月21日に第28号を改正した「検疫停船規則改正」(太政官布告第29号)、8月25日には第23号を改正した「虎列刺病予防仮規則」(太政官布告第32号)を発布するなど、その対応に追われた。

1880(明治13)年7月9日、太政官布告第34号により伝染病の総合的な予防法規である「伝染病予防規則」が公布された。これにより、コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・痘瘡は伝染病と規定され、医師の届け出、避病院の設置、患者の収容、患家の標示、排泄物の処理方法、死体埋葬方法、河流・水道・廁園・芥溜・下水・溝渠の清掃、船舶検査、検疫委員の設置、群集禁止など、これまで出されてきたものも含めて総合的に対処法が制定された。内務省は同年9月10日に詳細なる対処法を記した「伝染病予防心得書」を府県に達した(内務省達乙第36号)。この「伝染病予防規則」はその後改正が加えられ、1897(明治30)年に伝染病予防法の制定により廃止となる<sup>(1)</sup>。

本論は、従来研究されることの少なかった民間信仰に焦点をあてて報告するが、その前に山陰の流行状況について触ることにする。島根県の法定伝染病の検疫、緊急措置、消毒、衛生に関する啓発等については『島根県警察史』(島根県警察本部1978年)、1886(明治19)年の松江市域の惨状については『新修松江市誌』(松江市1962年)にすでに詳しく言及されているので、その部分については簡単に述べるにとどめたい。

## 1. 山陰における伝染病の流行

### (1) 1877(明治10)年~1879(明治12)年の状況

1877年、九州、東京、神戸などでコレラが流行し、山口県においても病毒が蔓延した。10月、島根県では真症8名(うち死者4名)、類似症11名(うち死者2名)を出したが、幸いに季節柄それ以上の拡大はみられず、流行を免れた<sup>(2)</sup>。翌年には、7月14日に飯石郡波多村で8歳の男児が類似症で死亡、島根県は1877年甲第283号の告示書にもとづき予防することを布達(甲第194号)して警戒したが、同年も拡大することなく収まった<sup>(3)</sup>。

1879(明治12)年6月6日、島根県は大分県・愛媛県でコレラが流行していること、広島県と山口県で該病侵入の兆しがみられるために1877年甲第283号に基づいて行動すべきことを布達した(甲第93号)。18日、山口県からコレラ患者が初発から総計105名にのぼっているとの電報が島根県に入ったとき、すでに病魔は県内に侵入していた。17日夜に加賀浦の女性が類似症を発症し、19日に死亡したのである。19日には美保関に入港していた佐渡の船内で1名が発症した。21日、島根県は管内にコレラの侵入を防ぐため、乙第107号・108号をもって陸海要衝の地35か所(出雲地方9か所、石見地方10か所、伯耆地方8か所、因幡地方5か所、隱岐3か所)に検察所を設置、巡回と医師を詰めさせて行旅の者、入港の者の検査を実施することを達した。松江市域で設置された検察所は松江、美保関、江角浦、加賀浦であった<sup>(4)</sup>。

さらに24日には、戸長用係あるいは他の者が取締委員となり、委員心得に従って行動することを求めた(乙第116号)。その内容は、町村をたえず巡回して清掃が予防になることを説示すること、罹患者の吐瀉物、排泄物は人家離隔の土地に埋めること、検察所なき町村で旅行人が罹病した場合は人家希なる空家や寺院に移すこと、死亡者が出た時は医師診断書を添えて速やかに郡役所と警察署に届け出ることなどであった。

7月に入ると該病は急速に広がり、6月17日～7月19日の発症者は51名(うち死者22名)、7月20日～25日の1週間の発症者は35名(うち死者16名)、7月26日～8月1日の発症者61名(うち死者37名)となり、さらに8月2日～8日の発症者は145名(うち死者69名)というように、日を追うごとに病焰の激しさを増していく(甲第144号、甲第150号、甲第153号)。

県では、7月8日甲第125号をもって、コレラ患者の吐瀉排泄物と共に汚染した物品、死屍の取扱方法、家屋・船内・病院の消毒についての注意を細かく述べた「内務省衛生局報告第十一号」を布達した。死体を埋葬する時には、黄旗に「コレラ」と墨書して、運搬夫、旗持ち、夜には提灯一張持ちを加え、その他は随行せず、火葬後の遺骨または位牌を持って葬儀を執行することはよいとされた(甲第143号)。

県が郡町村にコレラの予防法と患者死者の対処法を布達しても、その啓発が住民にまで浸透する時間もなく病魔は広がり、病魔に襲われた人々がそれを隠そうとすることはたびたび見られた。

島根郡西川津村百足橋近傍に居住する漁夫団なる者は本月四日胡瓜を多食して例の通り川漁に出しが、船中にて同夜遽かに暴吐瀉を発し辛ふじて我家に帰り、此の事を近隣へも告げず、医師にも頼まず隠しありしが、早くも査公の耳に入り医師をして診断せしめらるゝに、全く真症の虎列刺にて、六日の夜に落命せり。斯る野蛮奴が此の悪疫に罹りて最後を遂げしは、自業自得と云ふへし。剩さへ排泄物を妄りに投棄し汚れたる衣類と川流にて洗滌する等の無法を働きし。故官より近辺の川筋にて他の者の漁業する事並に方角の川魚売買を止められ、之か為め活計上に困難を生する者頗る多しと云ふ。  
(『松江新聞』<sup>(5)</sup>第1号、1879年8月13日付、団は氏名)

蔓延の地域では祭礼、劇場、寄席、説教、演説会など群集することが禁じられた。さらに9月1日、県は太政官布告第23号にもとづきコレラ蔓延の地方には検疫委員を出張させて検疫法を実施することを布達する(甲第166号)。検疫委員は、戸長および町村の取締委員や医師を指揮してコレラに関する総ての事柄を把握し、毎日県庁にその病勢状況を報告する役目を担った。

この年、島根県において最も惨状を呈したのは鳥取市街であった。8月15日に群集の停止、9月3日に検疫法実施の対象となり、10月14日にやっと解除された同市街の状況について、「其残酷ヲ極ル鳥取市街ヲ以テ首領トス。病焰ノ熾盛ナルニ当テヤ郭内八千有余坊毎戸殆ント感染セサルナク」と『県治要領』<sup>(6)</sup>は報告する。それに比べると松江市街は、集会の停止と検疫法実施の対象となつたのが9月6日、解除

されたのが27日と約20日程度で済んだ。

11月には病勢も衰え11月15日以降新患が出ないので、12月6日に虎列刺病患者表を廃止する旨を達した（乙第243号）。同年の島根県（現鳥取県を含む）における罹患者の総数は3317名、そのうち死者は2149名で、死亡率は約64.8%にも上った。

## (2) その後の状況

図は、1881（明治14）年の鳥取県再置以降の島根県におけるコレラ・赤痢・腸チフスの流行状況を示すものである。『日本帝国統計年鑑』から作成したが、県の統計と一致しない部分がみられるので、凡その傾向を示すものとして提示する。コレラは大流行と沈静を繰り返す伝染病で、1880～81（明治13～14）年には流行はみられなかったが、1882（明治15）年に再び熾った。8月17日に発生し、8月31日に県は甲第133号をもって、医師は吐瀉病患者を診察した時にはその原因と経過を詳記し24時間以内に衛生委員に報告する事、感染者は1880年太政官布告第34号、1881年島根県甲第104号にもとづき取り扱うべき事を布達した。この甲第133号が廃止されるのが11月21日である<sup>(7)</sup>。その間の県内の患者は399名、死者は251名、死亡率は62.9%に上る。

1882（明治15）年の蔓延の中心地は松江市街と周辺部だった。8月28日～9月2日のコレラ患者計43名で、その内訳は次の通りである。加賀浦19名（死亡4名・治療中15名）、野井浦5名（死亡1名・治療中4名）、中原町1名（死亡）、末次町2名（死亡）、西茶町1名（治療中）、新材木町1名（治療中）、横浜町1名（治療中）、大庭村3名（死亡1名・治療中2名）、和田見町8名（死亡6名・治療中2名）、松江監獄2名（死亡）<sup>(8)</sup>。

9月2日、島根県は三保関と馬潟村と江角浦にて、流行が見られる伯耆の境と米子、隱岐の西郷、出雲の加賀浦と野井浦から到来する船舶を検査し、罹患者を発見した時には療養所に移して治療し、船客・積荷・船舶を消毒することを布達した（甲第134号）。9月3～9日の一週間の患者内訳は不明であるが、次の二週間の患者内訳をみると、松江市街における感染拡大を阻止することができなかつたことが分かる。すなわち、9月10日～16日の患者は64名で、そのうち松江市街は33名（死亡14名・未治19名）に上つた。8月27日～9月16日の3週間の間に、県内のコレラ患者は167名、その中で島根郡94名・意宇郡32名というように松江市街および周辺部が四分の三を占めていた。その後の松江市街における新患者は、9月17日～23日の間に18人（うち死亡8名）、24日～30日の間に13名（うち死亡9名）と少しづつ減少していった<sup>(9)</sup>。

松江市街のコレラ病死亡者は福富村の火葬場に運ばれたが、その運搬の通り道となる乃木村では感染を恐れた住民による強い抵抗があった。

○虎列刺病死者運搬紛議 意宇郡福富村内に虎列刺病死者火葬場ありけるが、松江より同所へ陸地にて死者を運搬するには、必同郡乃木村を通行するに依り、同村并近村の人民は頻りに苦情を鳴らし、以後は必舟にて運送する様相成度、若し陸地を運送すれば松江境へ多人数会して追ひ返し、決して陸地を通し間敷云々、乃木村役場へ申し出しに依り、諸役場より松江各町役場へ以後舟運送に限る様、能々部内人民へ申し諭し有り度き旨、依頼書を遣はしたり。又該病死者の埋葬地は島根郡黒田村龍雲寺上地内に設けあるが、排泄物等の埋め方が疎漏にて鳥が掘り出すに付、衛生委員より其筋へ申出でたりと。

（『山陰新聞』1882年9月23日付）

コレラは、1883～85（明治16～18）年のあいだ鳴りを潜めたが、1886（明治19）年には1882年をはるかに超える惨状になった。松江市域では、7月中旬から8月上旬にかけて松江市街で患者が次々と出たが、8月下旬ごろから発症患者が周辺部に移る傾向がみられた。また、江角浦では8月11日から30日までに計91名もの患者を出すという悲惨さだった<sup>(10)</sup>。

その後、コレラはしばらく沈静化し、替わって赤痢や腸チフスが人々を悩ませた。赤痢は日清戦争を挟んだ1893～98（明治26～31）年にかけて毎年のように流行し、殊に94年と96年は大流行となり、1895（明治28）年にはコレラも流行し惨状となった。

腸チフスは毎年のようにある程度の罹患者を出した。

## 2. 新たな信仰の拡大

コレラは感染力が極めて強く、潜伏期間が短い上に死亡率が高い。風に煽られた火炎の如くあつという間に広がる様に、人々は恐怖に慄き狼狽した。

『松江新聞』第2号（1879年8月18日付）に安来村で起きた切傷事件が報じられた。コレラ流行のために氏神社で祈祷をしたあと酒盛りで酩酊した乱暴者が原因だった。たまたま事件になつたので氏神で悪病退散の祈願が行われていたことを紙面から知ることができるが、このような氏神社での祈願は津々浦々で行われていたであろう。1879（明治12）年7月14日、島根県はコレラ流行中の6県2府（山口、広島、岡山、大分、愛媛、兵庫、大阪、京都）には已む無き用の他は行かないように求め、とくに「近来伊勢参宮金毘羅参卜唱へ陸続他出致候モノ有之趣」に対して人々の自制を促した（甲第132号）。「陸續他出」という表現から、単なる年中行事としての代参ではなく、コレラ病除け祈願のために向かう者も沢山いたのではないかと推測できる。

また、1882（明治15）年の『山陰新聞』は、9月11日は意宇郡八幡村に鎮座する武内神社の祭礼で例年昼夜遠近よりの参詣人が群集するが、本年は虎列刺病流行のため参詣人非常に多く、今年の賽銭は昨年の96円をはるかに超えて213円余りであると報じている<sup>(11)</sup>。

上記の氏神、伊勢神宮、金毘羅、武内神社は人々にとって古くから信仰の対象だった。このような従来からの信仰とは別に、伝染病の流行とともに急速に拡大した信仰がある。

### (1) 木野山神社

岡山県上房郡津川村今津（現高梁市津川町今津）に鎮座する木野山神社は、近代の伝染病大流行とともに信仰を拡げた神社である。木野山の山頂に奥宮、麓に里宮が鎮座する。正殿に大山祇尊、相殿に豊玉彦命と大己貴命を祀り、末社に高麗<sup>たかおみのかみ</sup>神と閻靄<sup>くらおかみのかみ</sup>神を祀る。高麗神と閻靄神は山峰、渓谷、雨を掌る神で、「狼様」として信仰されてきた。この狼神が木野山様の眷属と位置づけられている。

奥宮と里宮という形が整えられたのは、大正期以降のことであり、もともとは今津の八幡宮に奉職してきた社家小野家の屋敷地に祀られていた<sup>(12)</sup>。木野山様の狼神は、靈験あらたかな神として周辺地域で篤い信心を集めていたが、明治期に入ると、コレラを「虎列刺」と書くことから、「狼は虎よりも強い」という言説の流布によって狼神を祀る木野山神社の信仰が広まった。その信仰は岡山県のみならず、中国山地を越えて鳥取県と島根県、瀬戸内海を渡って愛媛県と徳島県、西の広島県にも及んだ。

講社を組織して木野山信仰の拡大を図ったのは小野伯太郎正室<sup>(13)</sup>で、講社簿の第一冊（第1号～第43号）の初めには、「敬神構本紀籙 紀元二千五百三十六年明治九丙子六月吉日 本社祠掌小野正室<sup>⑩</sup>」「木野山神社廣前 每年毎月御祭日 御祈禱執行事」「敬神構壹社中 一御神號掛字壹幅 一御玉串壹社 一大木札壹枚 一小木札家別へ壹枚宛 一人別守人数 メ右品々相渡候事」「諸々ヨリ方法之通り印書到来

致候。前定之御守夫々可申相渡者也。為後年之書記」とあり、講社結成は1876(明治9)年から始まったことが分かる。

8年後に小野伯太郎正室が没すると、弟の源弥正義が中継ぎとなり、1900(明治33)年11月9日に正室の長男雍太郎雅胤そうたろう(1880年生)が木野山神社社掌を拝命した。雅胤は1909(明治42)年に山頂の社殿等の改築を計画、県下は勿論のこと、備後、伯耆、出雲、石見、隠岐、伊予、小豆島、京阪神、台湾にまで出張して淨財を集めて回った。木野山山頂は今津村と八川村と川面村の境となっており、山林を入手して神域を約2000坪にまで拡張し、そこに本殿・釣殿・祝詞殿・幣殿・拝殿・社務所・廊下・末社・參籠所などを建築、1920(大正9)年4月13日から4日間にわたり盛大なる上棟落成奉祝祭を執行した<sup>14)</sup>。

当時の今津村では国鉄伯備線の開通が話題になっており、落成式典の前年(1919年)には鳥取県側の伯耆溝口駅～伯耆大山駅が開業していた。岡山県側は1925(大正14)年に倉敷駅～穴栗駅(豪渓駅)まで、その後順次開業していった<sup>15)</sup>。

1926(大正15)年の木野山駅の開業と、1928(昭和3)年の伯備線全通は、山陽と山陰に多くの信者をもつ木野山神社にとって僥倖に恵まれたといえる。雅胤は、開業に備えて1925(大正14)年から地域の氏神である八幡神社境内地を拡張整備し、向かって左側に木野山神社遙拝所としての社殿・社務所等を造営、右側に八幡神社の本殿・拝殿等を改築した。こうして、木野山神社は山頂の奥宮と麓の遙拝所(里宮)という形に整えられ、雅胤による一大事業は完成をみた。

木野山神社本社が所蔵する講社記録のうち、通し番号順に記録される簿冊は表1の通りである。資料①に記録された講社は、木野山神社の地元である備中国上房郡を中心とするもので、信者の組織化は木野山神社の地元から始まったことが分かる。その後の講社記録は残念ながら、第44号～251号、第363号～499号を記載した簿冊が欠けている。第252号～362号(資料②③)、第500～503号(資料④の一部)の各講社はすべて1879(明治12)年8月に加入していることから、記録が無い第363号～499号の講社も1879年8月加入と判断できる。さらに、第44号～251号の中にも1879年8月に加入した講社があったと思われ、この時期一挙に252か所を越えるところで講社が成立したことになる。

この爆發的に木野山信仰が拡大した1879年8月に、山陰においても木野山神社の講社に加入する地域が数多くあった。(表2参照) 最も多いのが米子市街とその周辺部の会見郡で56講社、次は備中国と隣接する日野郡で22講社、出雲国では能義郡5講社、島根郡3講社、意宇郡1講社、楯縫郡3講社だった。松江市域の講社は、新材木町(島根郡)の三つの拝礼講社と横浜町(意宇郡)の1講社だけだが、既述の通り1879年8月の加入記録の半分しか現存しないことを考えると、松江における同時期の加入講社は他にもあった可能性がある。

その後、同年9月～12月に加入した山陰の講社は伯耆国の会見郡・日野郡の計8か所のみで、出雲国ではみられない。

コレラ大流行の翌年(1880年)に山陰地方で加入したのは、伯耆国では日野郡21講社<sup>16)</sup>、会見郡12講社、汗入郡1講社、出雲国では能義郡26講社、意宇郡4講社、島根郡3講社、飯石郡16講社、仁多郡1講社、出雲郡1講社と85講社にのぼる。このうち松江市域の加入講社は、長海村の明神構、野原村の八幡構、紙屋町の彰信構(のち北栄構と改称)、上意東村字本谷の誠意構、東岩坂村字落合の安全構社中、東岩坂村の安全構社中、下意東村の木徳構社だった。(表3参照)

1881(明治14)年の山陰の加入講社は、日野郡1講社、会見郡1講社、楯縫郡3講社のみだった。ところが、翌年にコレラが再び流行すると、1882(明治15)年から83(明治16)年にかけて島根郡の加入講社が増加するのである。82～83年の加入は、島根郡19講社、隠岐3講社、能義郡2講社で、伯耆国はない。この時期の島根郡の加入は松江中原町と新材木町を除いて他はみな半島の浦々で、殊に多数の患者を出

した加賀浦では9組が加入した。1882～83年および84年の松江市域の加入講社は以下の通り。

(1882年) 加賀浦別所の信心構中、加賀浦別所の信心講中、野波浦の参詣講中、中原町の安全講中、御津浦の信心講中

(1883年) 加賀浦別所の櫛屋講社中、野波浦の参詣講社中、野波浦の参詣講社、御津浦の御津浦講社、加賀浦の岩木講中、加賀浦の岩木講中、加賀浦の岩木講中、加賀浦の御山講東組中、加賀浦の御山講中組中、加賀浦の御山講西組、松江新材木町の清心講社、大芦浦の浜組講中、大芦浦の榆木講中、笠浦の笠浦講

(1884年) 笠浦字漁師方の漁師方講

ちなみに、この時期に「構社」から「講社」に替わる。また、加賀浦の岩木講（表3 第751～753号）は講社名・加入時期・戸数が同じであるが、別個の講社で各講の世話係は違う人物である。

隱岐国は1883（明治16）年から、石見国は1886（明治19）年から講社加入が始まっており、伯耆から出雲、そして隱岐および石見へと信仰が広がっていった様子が窺える。その一方で、1886年のコレラ大流行にもかかわらず、1886年以降には松江市域において加入講社はほとんどみられなくなり、1889（明治22）年伊野村大字地合の信心講社、1901（明治34）年北浦の北浦講社の2講社のみである。

その後、1936（昭和11）年に野井浦の野井講社、1937年（昭和12年）に片江浦で片江講社が組織されるが、なぜこの時期に加入したのか定かでない。

## (2) 畑 鶴の延命地蔵尊

雲南市大東町畠鶴の畠地区に祀られる延命地蔵尊は、周辺市町村に多くの信者をもち、厨子に納められて地区から地区へと背負われて廻っていた。地蔵様の縁日である毎月23～25日を除いては、迎えて祭りたいという要請があれば、どこにでも出かけられるという地蔵尊である。23日にはお堂に戻られ、畠の人によって供膳される。

同地蔵尊には漂着伝承があり、江戸時代に畠地区の男性が夢さとしによって隱岐島後の最北端の中村の入江に浮かんでいるのを見つけて持ち帰ったのが始まりという。仏を持ち帰ったのは永井家の先祖で、屋敷地続きの竹藪に小さなお堂を建てて祀っていた処、疫病流行の際に畠が病魔から免れることができたのはこのお地蔵様のお蔭、と評判が立つようになったという。延命地蔵尊が現在の地蔵堂に移されたのは、明治期に入ってからのことである。

畠地区には金永山東福禪寺という小さな寺があった。現在、東福寺は畠集会所の中に祭壇があるに過ぎない。畠の家々の大半は大東町遠所の一乗寺（臨済宗）の檀家である。戦前生まれの人の記憶を辿っても東福寺に誰かが住み着いていたという伝承を聞くことはできないが、現在の集会所兼東福寺には粗末な位牌が残されており、かつては宗教者が住み着いていたと推測できる。

- ① 般寂靈外全龜沙弥 （裏）天保十亥年十二月十二日
- ② 帰一西岸自教行者靈 （裏）文政十丁亥年十一月廿九日 全明弟坊主
- ③ 東白金明行者 （裏）黒ずみのため解読不能
- ④ 明治十二卯年旧暦十月初三日卒 行年六十九歳 神門郡下古志村阿弥陀寺先住
- ⑤ 明治十六未年大陰暦七月廿七日 行齢五十九歳 遠所村一乗寺五世當菴知本禪者之本師也

1887（明治20）年、この東福寺の境内続きの山が整地されて地蔵堂が建てられ、88（明治21）年には地蔵堂の前に鐘楼が建てられ梵鐘が吊るされた。その梵鐘は1942（昭和17）年9月の金属回収の際に供出されたため鐘楼しか残されていないが、その際に別れを惜しんだ村人によって銘文が書き写されている。銘文には「奉寄進延命地蔵尊」「維昔明治廿一龍舍戊子年六念有四日」とあり、同梵鐘が東福寺ではなく、

延命地蔵尊に奉納されたものであったことを明らかにする<sup>(17)</sup>。

山に囲まれた、わずか十数戸の小さな村において、小さなお堂に祀られていた地蔵尊のために立派な地蔵堂と梵鐘が造られた背景には、伝染病の大流行があった。玉湯町大谷5区には『明治拾参年 延命地蔵尊念佛扣 大谷中組』、佐草町山口には『大原郡畠村延命地蔵様請待一件控帳 明治十四年辛巳旧四月八日 佐草山口講中』と表書きされた講帳が現存し、大谷中組は1880(明治13)年から、佐草山口講は1881(明治14)年から延命地蔵尊を迎えて毎年祭るようになったことが分かる。

『布志名誌』には、1901(明治34)年稻も穂をふくらませ秋の色もいよいよ益して来るころから疫病が大流行して死者が続出したため、明国寺住職と矢島氏が代表として畠鷦に行き一日勧請を懇請した処、「疫病各所に大流行のためこの延命地蔵の勧請申し込が多く、近在遠方に連日出張続きのため9月7日までは契約済である。9日は忌部村の予定だ」ということで、9月8日に迎えて9日に忌部村に送ることを約束した、と書かれている<sup>(18)</sup>。1901年に疫病が流行した点については、県は8月に赤痢病蔓延の兆候がみられるため1899(明治32)年5月の県訓令第76号に準拠して予防するよう訓令を出していること<sup>(19)</sup>、『山陰新聞』1901年9月4日付紙面は「現時で最も病勢の盛んなるは八東郡なる」と報じ、10月3日付紙面は初発以来9月30日までの県内赤痢患者は490人、死者112人に上ると伝えていることなどから、郷土誌の記述は裏付けられる。ただ、9月8日に迎えることになったという記述は勘違いである。布志名には「明治廿五年旧八月八日南無地蔵尊證類入 布志名講中有志者」と表書きされた木箱と、明治35年旧8月8日からの講帳があり、当初は旧暦8月8日に迎えていた。1913(大正2)年に旧暦を新暦に改める際にひと月遅れの9月8日に変更したのである。

しかし、同じく延命地蔵尊を一日勧請している玉湯大谷7区(城床)では、念佛の時に版木でお札を刷って各戸に配るが、その版木には「嘉永二年酉七月」と年号が刻字されている。つまり、明治期の伝染病大流行以前から畠鷦の延命地蔵を迎えていたことになる。ちなみに、城床は畠鷦と距離的に近いので婚姻関係を結ぶ家も多かった。

以上から、畠鷦の地蔵尊はペリー来航以前にすでに近在で祀られており、それが明治期の伝染病大流行とともに一気に信仰圏を拡大したと考えられる。信仰拡大に際して、東福寺に住んでいたと思われる宗教者がどのような働きをしたのかについては、全く不明である。たとえ宗教者の係わりがあったとしても、それは位牌に記されている明治十年代頃までのことであろう。延命地蔵尊は畠の十数軒(現在は14軒)が協力しあいながらお守りしており、順番に当番となって各地からの地蔵尊の送迎に対応してきた。

伝染病大流行のため勧請の申し込みが殺到したという時代の記録は、残念ながら畠地区に残されていない。現存する最も古い記録は『昭和貳年亥月改之 延命地蔵尊定例念佛日割帳 畠区中』であるが、この帳簿は1969(昭和44)年まで使用され、勧請を廃止した所は×で潰し、加筆や貼紙で新しい所を書き込んでいる。そこで、できる限り1927(昭和2)年時点の様子を再現すると以下のようになる。

(波下線は松江市域、□は畠地区の地蔵堂に戻る日、( )は筆者の挿入)

1月3～4日大谷上庄田 → 1月4～9日屋裏村砂子原 → 1月9～11日足谷(芦谷)竹之下 → 1月11～13日足谷(芦谷)上ミ → 1月13～14日畠の梨ヶ岸 → (貼紙「自亥月拾四日至亥月拾六日午前中下大谷」の下を見ることができない) → 1月15～16日当地 → 1月17～20日幡屋の廣田組 → 1月20～22日芦谷の鑑組 → (加筆「1月22～23日芦谷小廻」) → 1月23～25日畠区中 → 1月25～27日大谷(玉湯大谷) → 1月27～28日畠の栄岸 → 1月28～30日畠の大向 → 1月20～2月1日畠の金穴内 → 2月1～3日足谷(芦谷)の中之橋 → 2月3日～5日鷦 → 2月5日～7日砂子原 →

2月7日～10日新宮・東谷(幡屋) → 2月10～20日佐世村下佐世 → 2月20～21日畠の宮之谷 → 2月21～23日遠所別所 → [2月23～25日畠区中] → 2月25～3月5日下阿用 → 3月5～15日佐世村下佐世 → 3月15～16日畠の木挽屋 → 3月16～17日当村下鶴組 → 3月17～18日当村鶴中 → 3月18～21日海潮村須賀 → 3月21～23日海潮村八所坪田組 → [3月23～25日畠区中] → 3月25～4月1日佐世村下佐世 → 4月1～3日八東郡大庭村西組 → 4月3～5日八東郡西忌部竹山 → 4月5～7日八東郡東忌部横屋口 → 4月7～9日海潮村八所下組 → 4月9～10日海潮村薦沢奥山組 → 4月10～11日海潮村薦沢 → 4月11～14日春殖村飯田 → 4月14～23日東阿用 → [4月23日～25日畠区中] → 4月25～27日海潮村山王寺御立山 → 4月27～29日海潮村山王寺後原組 → 4月29～5月1日畠の新屋 → 5月1～2日海潮村山王寺焼川原組 → 5月2～7日海潮村南 → 5月7～10日八東郡佐草組并ニ平原山形草谷 → 5月10～12日海潮村山王寺上組 → (貼紙「昭和21年ヨリ自五月拾二日至五月拾九日来待村鏡」の下は見ることができない) → 5月19～21日幡屋村上遠所下組 → 5月21～23日空白 → [5月23～25日畠区中] → 5月25～27日海潮村薦沢 → 5月27～6月23日松江市乃木浜 → [6月23～25日畠区中] → 6月25～26日畠の廻 → 26～28日下大谷 → 28～7月1日忌部村の畠綿屋親戚 → 7月1～2日八東郡忌部村大河端 → 7月2日～8日八東郡平原向組阿出石中口(平原の向側、畦石室、中口組) → 7月8～10日八東郡中大谷 → 7月10日～12日八東郡田根 → 7月12日～13日八東郡奥大谷 → 7月13～14日海潮村小河内 → 7月14～15日畠の永井家 → 7月15～23日海潮村薦沢八床・向田・空山・長石山 → [7月23～25日畠区定例大祭日] → 7月25～26日大谷向ヶ市 → 7月26～28日海潮村山王寺和野組 → 7月28～30日中大谷上組、奥大谷下組、奥大谷中 → 7月30～8月1日下大谷下前組 → 8月1～2日玉湯村大字林村 → 8月2～3日畠の綿屋 → 8月3～4日八東郡上来待 → 8月4～5日八東郡奥大谷権原 → 8月5～6日海潮村八所小畠組 → 8月6～8日海潮村八所 → 8月8～9日海潮村薦沢空焼川原 → 8月9～10日海潮村薦沢 → 8月12～13日新庄山尾谷 → [8月13～17日畠区中] → 8月17～19日海潮村中屋中 → 8月19～21日八東郡来待村佐倉 → 8月21～22日八東郡来待村大森 → 8月22～24日朝八東郡玉湯村玉造 → [8月24～25日畠区中] → 8月25～26日大谷城床中 → 8月26日～9月1日海潮村湯村 → 9月1～8日下阿用村 → 9月8～9日八東郡布志名 → 9月9～12日八東郡西忌部神田 → 9月12～13日松江市雜賀新道 → 9月13～15日乃木村大字乃白 → 9月15～17日八東郡乃木村大字福富 → 9月17～18日遠所一之瀬 → 9月18～20日中遠所 → 9月20～21日畠の大成 → 9月21～22日大谷城床中 → 9月22～23日大谷城床 → [9月23～25日畠区中] → 25～27日畠の隠居 → 9月27～29日空白(貼紙「大谷」) → 9月29～10月1日山王寺和野大工屋臼床 → 10月1～16日海潮村南区 → 10月16～23日松江市横浜 → [10月23～25日畠区中] → 10月25～27日下鶴 → 10月27～29日海潮村須賀市場 → 10月29～31日海潮村須賀 → 11月1日～12月1日仁多郡布勢村佐代 → 12月18～20日(貼紙「畠廻」の下は見ことができない) → (空白) → [12月23～25日畠区中]

1927年の回り順は、伝染病大流行に慄いた時代とは地区が少し入れ替わっているかもしれないが、このよう形で一年中地元から周辺各地に出かけては戻ることを繰り返していた様子をうかがうことができる。

畠では迎える人と送る人、あるいは勧請を直接申し込みした地区や家を把握しているだけで、延命地蔵尊が出張先でどのように移動しているのかについては関与していない。たとえば松江市乃木浜は5月27日～6月23日の一か月近く、仁多郡布勢村佐代は11月1日～12月1日の一か月間勧請しているが、地蔵尊は一か所にずっと滞在するのではなく、乃木浜あるいは仁多郡の各地を回っているのである。ちな

みに乃木村は、1889（明治22）年の市制施行の際に字元山・字狐尾幾分・字北ノ原幾分・字薩摩縄手・字袖師浦が松江市に編入され、残りの地域は1950（昭和25）年に松江市に編入されたので、「松江市乃木浜」は前者の地域を指す。

2泊3日の短い勧請であっても家々に地蔵を回して念仏を唱える地区も多かった。また、毎年決まつた個人の家に迎えられる場合でも、その家には沢山の住民が参詣する。地蔵尊の厨子が担がれてゆく様は、勧請地域とその沿道に住む人々には見慣れた光景で、出あった人々は手を合わせて拝んだと東忌部町千本の男性（1918年生）は語る。

## 結び

木野山信仰は講社を組織することで広まった。講社の組織化に着手したのは1876（明治9）年のことなので、当初から伝染病を好機ととらえて信仰の拡大を図ったというよりも、組織化を図ったすぐ後にコレラが蔓延して、一挙に信仰圏が拡大したと考えた方がよいであろう。

加入する時には規約に誓約する意志を表明するために、代表者が実印を押して、御神号掛字・木札・御守等をいただく手順になっていた。残念ながら当時の規約は木野山本社には現存しないが、現宮司によれば敬神を旨とする内容だったようだ。実印がないと加入手続は完了しなかった。たとえば、1883（明治16）年に加入した松江新材木町の清心講社22戸のページには、世話人の名前の上に「神戸元助殿実印無之ニ付免 <sup>(符カ)</sup> □ 下渡シ不申候追而調印ノ時与フ」と朱字で書いた紙が貼られている。さらに、上の空白に朱字で「十七年旧五月二日、一切（御守授与）」と書かれている。つまり、代表者の神戸氏が明治16年旧9月16日に申し出て講社の加入手続きをしたが、実印を持っていなかったので、17年旧5月2日に参拝した時に実印を押して、その上で御守一切を授与したという意味である。御神号掛字や木札を受ける時は、晒で背負って後ろを振り向かずに地元に帰った。

ところで、一挙に信仰が拡大する1879（明治12）年8月、木野山様の評判を聞いた加入希望者が実際に岡山県の今津まで足を運んだのだろうか、それとも山陰に同信仰を広めるための人物が存在して（取次者あるいは神社からの派遣者）、その人物に加入手続きをしたのだろうか。同時期の簿冊記録では山陰各地の講社番号が続き番になっていること、同年の岡山県は9000名余ものコレラ患者を出した大流行地であること等を考えると、後者であることも十分考えられる。ただ、その後については山陰の各講社の加入時期は様々であることから実際に足を運んだ者が多かったと思われる。1889（明治22）年旧3月8日に加入した伊野村地合の信心講の代表者の手紙には、まず代表者が参詣して懇ろに祈念してもらい、その後永々神徳を崇敬し毎年参拝するために講社を組織した旨が書かれている。

畠鶴の延命地蔵は、それとは対照的に組織化されることもなく、地区から地区へと人々の繋がりによって信仰が広まり、そして維持された。規約も何もなく、畠鶴の畠地区に挨拶に行き、廻り順に空きがあれば、以後毎年勧請することになる。ひとたび地蔵尊を送り出すと仏がどこでどのようにして祭られているのか、畠の人は知ることもない。地蔵尊に供えられた賽銭は、地蔵尊とともに次の地区まで運ばれて、そしてまた次の地区へと運ばれていく。各地を廻るうちに賽銭も少しずつ増えて地蔵尊とともに畠地区に戻るのである。

木野山信仰も畠鶴の延命地蔵尊も、伝染病流行の恐怖が遠のいてからも地元に根付いて、地区的悪病退散の願いをかなえる神仏、個人的な病気平癒の願いをかなえる神仏として篤く信仰されてきた。しかし、近年は高齢化とともに脱会者が増えて廃止となる講も多く、かつての信仰の姿を確認することが困難になりつつある。

〔謝辞〕 本稿作成にあたりましては、木野山神社宮司小野泰道様、畠鶴の永井蔵様と内田文雄様、島根県公文書センターの内田融様に大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。

(きたむら りこ 島取県文化財保護審議会委員)

## 注

- (1) 『法令全書』第10巻・11巻・12巻・13巻・30巻（内閣官報局編、原書房、復刻版、1975～76年、1981年）。  
『厚生省五十年史』（厚生問題研究会、1988年）。
- (2) 『明治九年十年県治要領』島根県（島根県立公文書センター所蔵）。
- (3) 『明治十一年島根県甲号布達』（飯南町役場所蔵）。
- (4) 以下、1879年の島根県の布達等については、『明治十二年島根県甲号布達』、『明治十二年島根県乙号布告』（飯南町役場所蔵）を参考とする。
- (5) 『松江新聞』は、松江市天神町の知新社が1879（明治12）年8月13日に創刊号を発行した。社主は川岡清助、編集兼印刷は谷清瀬である。知新社を組織した人物の中には、のちに代議士となる松江の岡崎運兵衛、荒島の佐々木善右衛門、石見の佐々木懋らがいた。島取県立図書館が1959（昭和34）年に芸林社から寄贈された紙面の一部を所蔵する。
- (6) 『自明治十一年至明治十三年県治要領』島根県（島根県立公文書センター所蔵）。
- (7) 『明治十五年島根県甲号布達』（飯南町役場所蔵）、『明治十四年十五年県治要領』島根県（島根県公文書センター所蔵）。
- (8) 甲告第95号。『山陰新聞』1882年9月25日付。
- (9) 甲告第103号、甲告第105号、甲告第112号、甲告第121号（『山陰新聞』1882年10月3日、10月21日、10月25日付）。
- (10) 『明治十九年本県甲告布告』（飯南町役場所蔵）。
- (11) 『山陰新聞』1882年9月23日付。
- (12) 木野山神社・八幡神社宮司小野泰道氏（1934年生）によれば、小野家の旧屋敷は里宮から約500m離れた場所にあり、その屋敷地内に木野山様の社殿があったという。
- (13) 小野正室は小野家の系図によれば第24代目。
- (14) 「小野蘿太郎雅胤先生顕彰碑」の碑文、および宮司小野泰道氏のご教示による。
- (15) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BC%AF%E5%82%99%E7%B7%9A>
- (16) 日野郡の1講社については、加入年月が不記載であるが、講社番号から明治12年12月28日～13年2月26日に加入したことが推定できる。ここでは明治13年加入として計算した。
- (17) 『延命地蔵堂梵鐘ヲ大東亜戦争ノ為メ供出ス 記録ス 昭和十七年九月』（畠区有資料）。
- (18) 『布志名誌』241～242頁、布志名を語る仲間発行、1981年。
- (19) 『山陰新聞』1901年8月22日付。

図 島根県におけるコレラ・赤痢・腸チフスの患者と死者の推移（1882～1906年）  
 (単位：人) 『日本帝国統計年鑑』より作成

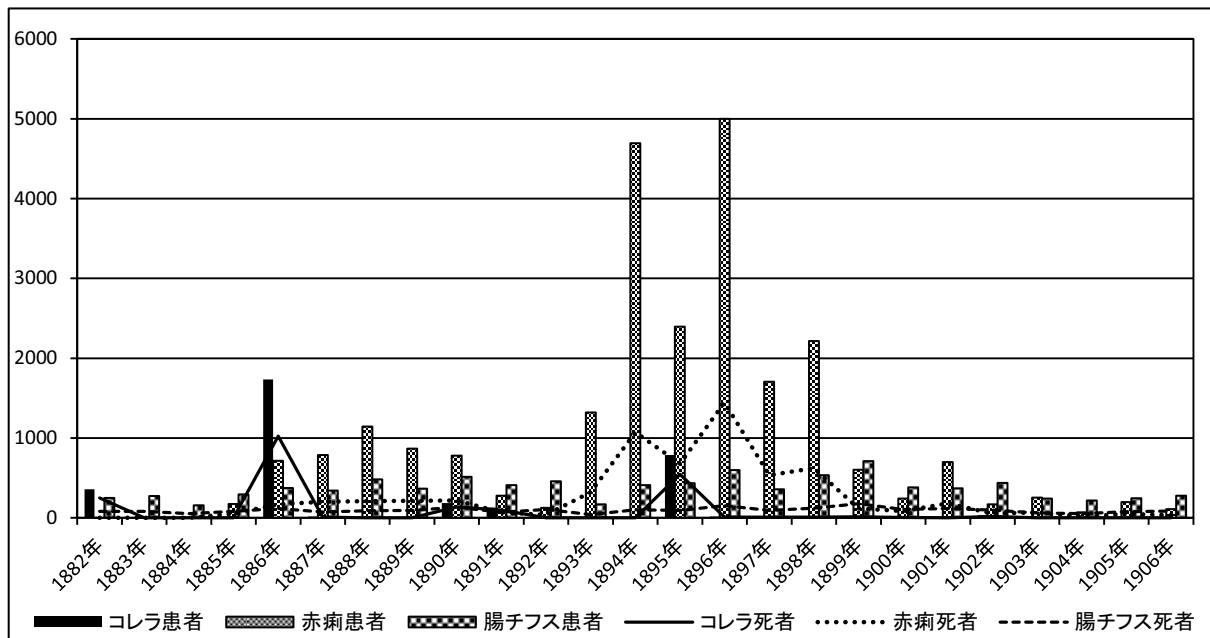


表1 木野山神社講社簿

番号	簿冊名	講社番号	加入時期
①	敬神構本紀録	第1～43号	1876年7月～1877年4月28日
●	(所在不明)	第44～251号	
②	第五号構社元録	第252～273号	1879年8月
③	第五号構社記	第274～362号	1879年8月
●	(所在不明)	第363～499号	
④	第七号構社記	第500～592号	1879年8月～1880年4月8日
⑤	第八号構社元録	第593～683号	1880年5月17日～1880年10月17日
⑥	第九号	第684～770号	1880年旧8月28日～1884年旧11月10日
⑦	第拾号構社中元録	第771～862号	1884年旧7月18日～1907年10月16日
⑧	第拾壹号木野山本社崇神講元録	第863～934号	1908年11月16日～1912年5月18日
⑨	木野山本社崇神講元録	第953～1126号	1912年5月29日～1919年4月13日
⑩	大正九年三月以降木野山本社崇神講元録	第1145～1491号	1920年4月29日～1940年8月9日

表2 1879年（明治12）8月に加入了山陰の木野山講社

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年月日
第256号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	一番構社	53	1879年（明治12）8月
第257号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	二番構社	40	1879年（明治12）8月
第258号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	三番構社	58	1879年（明治12）8月
第259号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	四番構社	19	1879年（明治12）8月
第260号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	五番構社	19	1879年（明治12）8月
第262号	伯耆	会見郡	米子日野町	旭出構社	77	1879年（明治12）8月
第263号	伯耆	会見郡	米子新田	永寿構社	24	1879年（明治12）8月
第264号	出雲	能義郡	東母里村	永久構社	32	1879年（明治12）8月
第265号	出雲	能義郡	西母里村字城山	清心構社	9	1879年（明治12）8月
第266号	出雲	能義郡	東母里村	一心構社	36	1879年（明治12）8月
第267号	伯耆	会見郡	美吉村	山栄構社	17	1879年（明治12）8月
第269号	伯耆	会見郡	尾高村字前市	一心構社	35	1879年（明治12）8月
第270号	伯耆	会見郡	尾高村字前市	一心構社	35	1879年（明治12）8月
第271号	伯耆	日野郡	久連村	神栄構社	35	1879年（明治12）8月
第272号	伯耆	日野郡	古市村・中祖村	誠心構社	48	1879年（明治12）8月
第273号	伯耆	会見郡	井ノ上村	安全講社	27	1879年（明治12）8月

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年月日
第274号	伯耆	会見郡	御内谷村	御内谷構社	50	1879年(明治12) 8月1日
第275号	伯耆	会見郡	金田村	金田構社	43	1879年(明治12) 8月1日
第276号	伯耆	会見郡	浅井村	栄久構	37	1879年(明治12) 8月
第277号	伯耆	会見郡	宮前村	永寿構	37	1879年(明治12) 8月17日
第278号	伯耆	会見郡	高姫村	長寿構	45	1879年(明治12) 8月
第279号	伯耆	日野郡	三部村	永運構	32	1879年(明治12) 8月
第280号	伯耆	日野郡	濁谷村之内下町	一心構中	10(9)	1879年(明治12) 8月
第281号	伯耆	日野郡	濁谷村之内大町	一心構社	29	1879年(明治12) 8月
第282号	伯耆	会見郡	米子西倉吉町	誠心構社	88	1879年(明治12) 8月
第283号	伯耆	会見郡	東福原村	清心構	49	1879年(明治12) 8月
第284号	伯耆	会見郡	米子東倉吉町	神教構	377(80)	1879年(明治12) 8月
第285号	伯耆	会見郡	米子五十人町西町宮ノ前	神教構	37	1879年(明治12) 8月
第286号	伯耆	会見郡	榎原村	神力構	22	1879年(明治12) 8月
第289号	伯耆	会見郡	阿賀村	阿盛構	45	1879年(明治12) 8月
第290号	伯耆	会見郡	阿賀村、下阿賀村	賀栄構社	46	1879年(明治12) 8月
第291号	伯耆	会見郡	清水川村	清栄構	32	1879年(明治12) 8月
第292号	伯耆	会見郡	米子糀町2丁目	真敬構	70	1879年(明治12) 8月
第293号	伯耆	会見郡	法勝寺宿	崇信構中	25	1879年(明治12) 8月
第294号	伯耆	会見郡	西村	西眞構	36	1879年(明治12) 8月
第295号	伯耆	日野郡	二部宿	感應構	30	1879年(明治12) 8月
第296号	伯耆	日野郡	二部宿	永信構	28	1879年(明治12) 8月
第297号	伯耆	日野郡	二部宿	敬寿構	28	1879年(明治12) 8月
第298号	伯耆	会見郡	上後藤村	神栄構	22	1879年(明治12) 8月
第299号	伯耆	日野郡	佐川村	日野出構	31	1879年(明治12) 8月
第300号	伯耆	日野郡	佐川村字清勝	真信構	31	1879年(明治12) 8月
第302号	伯耆	日野郡	大瀧村	徐疫祈禱構社	25	1879年(明治12) 8月
第303号	伯耆	会見郡	諸木村	万寿構社	38	1879年(明治12) 8月
第304号	伯耆	会見郡	田庄村	延寿構社	42	1879年(明治12) 8月
第305号	出雲	能義郡	東母里村	篤信構社	50	1879年(明治12) 8月
第306号	出雲	能義郡	安田中村	神開構社	41	1879年(明治12) 8月
第307号	伯耆	会見郡	両三柳村字中筋	敬柳構社	49	1879年(明治12) 8月
第308号	伯耆	会見郡	両三柳村字濱橋	敬柳構社	31	1879年(明治12) 8月
第309号	伯耆	会見郡	両三柳村字山地	敬柳構社	50	1879年(明治12) 8月
第313号	伯耆	日野郡	二部宿之内間地	神栄構	33	1879年(明治12) 8月
第320号	伯耆	日野郡	秋繩三土両村	秋三構社	56	1879年(明治12) 8月
第321号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	25	1879年(明治12) 8月
第322号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	26(27)	1879年(明治12) 8月
第323号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	25(27)	1879年(明治12) 8月
第324号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	27	1879年(明治12) 8月
第325号	伯耆	日野郡	奥別所村、榎市村、小原村	長栄構社	69	1879年(明治12) 8月
第326号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	24(28)	1879年(明治12) 8月
第327号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	17	1879年(明治12) 8月
第328号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	26	1879年(明治12) 8月
第329号	出雲	意宇郡	松江横浜町	記載なし	27	1879年(明治12) 8月
第330号	伯耆	会見郡	米子博労町	永盛構社	41	1879年(明治12) 8月
第331号	伯耆	会見郡	米子博労町	永盛構分社	40	1879年(明治12) 8月
第332号	伯耆	会見郡	境町	松寿構社	21	1879年(明治12) 8月8日
第333号	伯耆	会見郡	境町	松永構社	20	1879年(明治12) 8月8日
第334号	伯耆	会見郡	西福原村	信心構社	27	1879年(明治12) 8月8日
第335号	伯耆	日野郡	父原村	誠信構社	25	1879年(明治12) 8月
第336号	伯耆	会見郡	吉長村	敬績構社	46(48)	1879年(明治12) 8月
第337号	伯耆	会見郡	天萬駅	報恩構社	108	1879年(明治12) 8月
第338号	伯耆	日野郡	下安井村	徐災構社	39	1879年(明治12) 8月
第339号	出雲	楯縫郡	平田村上ヶ分	敬平構社	21	1879年(明治12) 8月
第340号	出雲	楯縫郡	平田町	敬平構社	33	1879年(明治12) 8月
第341号	出雲	楯縫郡	平田町	敬平構社	21	1879年(明治12) 8月
第342号	伯耆	会見郡	米子灘町2丁目	神徳構社	12	1879年(明治12) 8月
第343号	伯耆	日野郡	根雨原村	一信構社中	21	1879年(明治12) 8月
第344号	伯耆	日野郡	大坂村	日出構社中	36	1879年(明治12) 8月

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年月日
第345号	伯耆	日野郡	柄（トチ）原村	勧信構社	41	1879年（明治12）8月
第346号	伯耆	日野郡	柄（トチ）原村	神栄構社	33	1879年（明治12）8月
第351号	伯耆	会見郡	境町	敬信構社	27	1879年（明治12）8月
第354号	伯耆	会見郡	境入船町	一神構社	18(20)	1879年（明治12）8月
第355号	伯耆	会見郡	境町	栄心構社	51	1879年（明治12）8月
第356号	伯耆	会見郡	境町	一心構社	44	1879年（明治12）8月
第357号	伯耆	会見郡	境町	誠心構社	50	1879年（明治12）8月
第358号	伯耆	会見郡	境町1丁目	栄久構社	24	1879年（明治12）8月
第359号	伯耆	会見郡	境町、朝日町2丁目	誠信構社	42	1879年（明治12）8月
第360号	伯耆	会見郡	境町	真敬構社	24	1879年（明治12）8月
第361号	伯耆	会見郡	境町	真敬構社	23	1879年（明治12）8月
第362号	伯耆	会見郡	与市谷村	日出構社	16	1879年（明治12）8月
第501号	伯耆	日野郡	庄村	記載なし	20	1879年（明治12）8月
第502号	伯耆	日野郡	庄村	記載なし	23	1879年（明治12）8月
第503号	伯耆	会見郡	福万村	福万講	40	1879年（明治12）8月

表3 松江市域における木野山講社

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年
第326号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	24(28)	1879年（明治12）8月
第327号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	17	1879年（明治12）8月
第328号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	26	1879年（明治12）8月
					16	1886年（明治19）旧9月12日訂正
第329号	出雲	意宇郡	松江横浜町	記載なし	27	1879年（明治12）8月
第578号	出雲	島根郡	長海村	明神構	43	1880年（明治13）旧3月16日
第579号	出雲	島根郡	野原村	八幡講	29	1880年（明治13）旧3月16日
第607号	出雲	島根郡	紙屋町	彰信構社 北栄構社と改称	35	1880年（明治13）5月17日
第625号	出雲	意宇郡	上意東村字本谷	誠意構社	63	1880年（明治13）7月12日
第660号	出雲	意宇郡	東岩坂字落合	安全構社中	56	1880年（明治13）旧7月16日
第661号	出雲	意宇郡	東岩坂村	安全構社中	69	1880年（明治13）旧7月17日
第665号	出雲	意宇郡	下意東村	木徳構社	11	1880年（明治13）9月7日
第738号	出雲	島根郡	加賀浦別所	信心構中	30	1882年（明治15）10月17日
第739号	出雲	島根郡	加賀浦別所	信心構中	29	1882年（明治15）10月17日
第740号	出雲	島根郡	野波浦	參詣講中	30	1882年（明治15）10月19日
第741号	出雲	島根郡	中原町	安全講中	39	1882年（明治15）10月24日
第744号	出雲	島根郡	御津浦	信心講中	27	1882年（明治15）11月22日
第747号	出雲	島根郡	加賀浦字別所	櫛屋講社中	31	1883年（明治16）3月29日
第748号	出雲	島根郡	野波浦	參詣講社中	50	1883年（明治16）3月16日
第749号	出雲	島根郡	野波浦	參詣講社	50	1883年（明治16）3月16日
第750号	出雲	島根郡	御津浦	御津浦講社	29	1883年（明治16）旧3月20日
第751号	出雲	島根郡	加賀浦	岩木講中	36	1883年（明治16）3月22日
第752号	出雲	島根郡	加賀浦	岩木講中	36	1883年（明治16）3月22日
第753号	出雲	島根郡	加賀浦	岩木講中	36	1883年（明治16）3月22日
第754号	出雲	島根郡	加賀浦	御山構東組中	27	1883年（明治16）旧4月30日
第755号	出雲	島根郡	加賀浦	御山構中組中	30	1883年（明治16）旧4月30日
第756号	出雲	島根郡	加賀浦	御山構西組中	26	1883年（明治16）旧4月30日
第766号	出雲	島根郡	松江新材木町	清心講社	22	1883年（明治16）旧9月16日
第767号	出雲	島根郡	大芦浦	浜組講中	30	1883年（明治16）旧9月16日
第768号	出雲	島根郡	大芦浦	榆木講中	42	1883年（明治16）旧9月16日
第769号	出雲	島根郡	笠浦	笠浦講	31	1883年（明治16）旧9月16日
第770号	出雲	島根郡	笠浦字漁師方	漁師方講	37	1884年（明治17）旧10月10日
第787号	出雲	秋鹿郡	伊野村大字地合	信心講社	29	1889年（明治22）旧3月8日
第810号	出雲	八束郡	千酌村大字北浦	北浦講社	44	1901年（明治34）9月16日
第1455号	出雲	八束郡	野波村大字野井	野井講社	79	1936年（昭和11）10月29日
第1474号	出雲	八束郡	片江村大字片江	片江講社	172	1937年（昭和12）10月26日

表1・2・3の備考： 木野山神社本社所蔵の講社簿から作成。

戸数の（ ）は訂正数字で、加入時の訂正か後日の訂正か不明。

講社名は、「構」から「講」に変わるが、記載通りに記す。

年月日は新旧暦が混じるが、記載通りに記す。

